提出時チェックリスト

 法人名
 (福) ○○福祉会

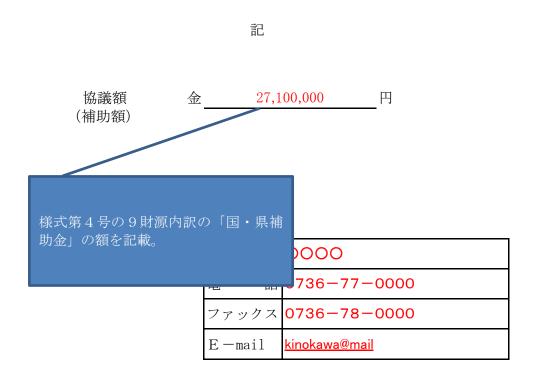
 施設名
 (仮称) △△△△

内 容	チェック
◇提出書類	
国補助金要綱及び県補助金要綱(以下「要綱」とする)、「令和7年度和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金に係る協議について」の記載事項を確認のうえ提出するものである	0
申請者は要綱に定められた法人である	0
補助対象事業は要綱に定められたものである	0
提出書類一覧(様式第1号)の1~25の必要書類を添付している	0
^{提出†} 各項目を必ず確認し、該当する場合はチェック欄に「○」を付け ◇補助 てください。	0
^{補助} 他の書類とともに提出してください。	0
補助 関係のない項目のチェック欄は「一」を記入してください。	0
<u>◆事業</u> 事業i	
利用者	0
県障害福祉課、各振興局健康福祉部総務福祉課と事前に調整済みである (新規に事業者指定が必要な場合)	0
☆法令の遵守	
整備内容は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、建築基準法、福祉のまちづくり条例、その他の法令を遵守している	0
◇整備地及び建物	
整備地が東海・東南海・南海3連動地震及び南海トラフ地震の津波浸水区域であるか、土砂災害警戒区域等に該当するか確認している	0
東海・東南海・南海 3 連動地震の津波浸水区域外での整備である。	0
南海トラフ地震の津波浸水区域内での整備であるが安全対策を講じている	0
土砂災害警戒区域等の社会福祉施設の整備に適さない区域外での整備	0
需要調査を実施している	0
土地及び建物に抵当権、地上権等の権利が設定され使用が制限されていない	0
土地に進入路、排水路があり使用に問題がない(見込である)	0
地域住民と連携がある (見込である)	0
グループホームの場合、入所施設や病院の敷地外である	0
◇工期	
工期は令和7年度内である	0
◇資金計画	
事業規模は適正であり、相応しい資金計画である	0
借入資金の調達は確実である	0

和歌山県福祉保健部 福祉保健政策局障害福祉課長 様

> 住所 紀の川市紀の川1-1 法人名称 社会福祉法人○○福祉会 代表者職・氏名 理事長○○○○

令和7年度和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金に係る協議書の提出について このことについて、別添のとおり提出します。



提出書類一覧

法人名	(福)○○福祉会
施設名	(仮称) △△△△

番号	提出書類	備考	チェック欄	様式
1	協議書の提出について		\bigcirc	第1号
2	提出書類一覧 (本表)		\bigcirc	第2号
3	誓約書		0	第3号
4	事業計画書 該当する書類のチェック欄に		0	第4号
5	整備費申請額 け、書類に漏れの無いように	に提出する	0	第5号
6	案内図	11 - 1	0	任意様式
7	設計書または、 該当しない書類がある場合	は、ナエツク	0	任意様式
8	工事実施前の 工事実施前の		0	任意様式
9	設計図または		0	任意様式
10	工事工程表		\circ	任意様式
11	現況写真 (土地)		\circ	任意様式
12	現況写真 (建物) 整備する既存疑	生物 (外部・内部)	\circ	任意様式
13	建物登記簿謄本 3月以内のも	の (写し可)	0	—
14	土地登記簿謄本 3月以内のも	の (写し可)	\circ	_
15	建物賃貸借契約書 写し		\circ	_
16	土地賃貸借契約書 写し		\circ	_
17	社会福祉法人等調書		\circ	第6号
18	法人定款、寄付行為等		\circ	任意様式
19	役員等履歴書		\circ	任意様式
20	財務諸表	借対照表、損益計算書等	\bigcirc	_
21	新規借入金償還計画表 協議物件に対	し借入する場合	0	第7号
22	法人における過去の補助事業一覧 過去10年の	整備関係補助金	\circ	第8号
23	経営状況一覧表		0	第9号
24	その他参考となる資料 該当資料があ	る場合	\bigcirc	任意様式
25	提出時チェックリスト		\circ	

[※]チェック欄に〇印を付け、本表に上記 $1\sim25$ の書類を添えて提出すること。 20の財務諸表のうち予算書は現年分(令和 5 年度)も提出すること。

誓 約 書

△和 6年 7月 $\boldsymbol{\exists}$

下記に記載する内容を熟読すること。 和哥 該当する場合は、申込みできないので注意すること。

> 住所 紀の川市紀の川1-1 法人名称 社会福祉法人〇〇福祉会 代表者職・氏名 理事長 ○○○○

当法人(役員等を含む)は、下記に掲げる事項に該当しない者であることを誓約します。

記

- 1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法 律第123号)第36条第3項に規定する要件
- 2. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第3項に規定する要件
- 3. 和歌山県補助金等交付規則(昭和62年規則第28号)第5条の2に規定する要件

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第36条第3項

- 3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、次の各号(療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。)のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サー ビス事業者の指定をしてはならない。
- 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
- 申請者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サ ービス事業の運営をする ことができないと認められるとき。 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな くなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である 五の二 中語名が、労働に関する法律の規定であって吸って定めるものにより罰金の刑に处せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなべるまでの名であるとさ。 大 申請者が、第五十条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続 法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以 下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六 十日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の 指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備について の取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- とか相当であると認められるものとして主教者やで定めるものに該当する場合を味。

 七 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第五十条第一項、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していな いとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための 当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を
- 当政治に伴言画地グースの事業者による来物音を体制の企画にありての政権ののが、の他の自己を考えて関して国政治に伴言画地グースが来省が得らていた責任の程度と 考慮して、この号本文に規定する指定の取消して該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。 八 申請者が、第五十条第一項、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定 による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事
- による週知があつに日から当該処がをする日又は処がをとないことを決定する日までの間に第四十八余第二項又は第五十一余の二十五第二項石しては第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。 九 申請者が、第四十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をい
- 見込まれる日として土物省市で上めるとこうにより命道所採知事が当該中語省に当該検査が打みれた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。 十 第八号に規定する期間内に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十三 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第八号から第十一号までのいずれかに該当する者であるとき

筆21冬の5の15筆3項

- 3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。
- 部連門末州平均、第一次の一時別のブール南口において、人が日内のグライルが一般日子のごうない。 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十一条の五の十九第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき、
- 申請者が、第二十一条の五の十九第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な障害児通所支援事業の運営をす ることができないと認められるとき。
- 申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな くなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 六 申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取 り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所 支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この条及び第二十一条の五の二十四第一項第十二号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から 起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消し の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障 害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定め るものに該当する場合を除く。

申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事 業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を 実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。) が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定 の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援 事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定 する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

八削除

- 九 申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から 当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由 がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 十 申請者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十四第一項の規定による 指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について 相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 第九号に規定する期間内に第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該事業 の廃止の届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者 を除く。)の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 十二 申請者が、指定の申請前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 十三 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第九号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十四 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者であるとき。

和歌山県補助金等交付規則

知事は、補助金等の交付の申請をした者(法人にあっては、その役員を含む。)が和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等若しくは同 条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者(第10条において「暴力団関係者等」という。)に該当する場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の 執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

事業計画書

			事業	計画書			
1 凯 栗	÷ #	法人名	(福)〇〇福	业会			
1 設 置	土 14	所在地	紀の川市紀の	ת 1 − 1			
		施設名	(仮称)△△△	ΔΔ			
2 補助対	象施設	所在地	岩出市岩出	I — 1			i 該当を○囲む国庫 補助要綱第2の3参
3 施 設	種別	共同生活援	助生活介護、	就労継続支援 等の今回			照のこと
4 工 事	区分	創設・増築	・ 改築 ・ 大規	!模修繕等・ スプリンクラー	整備・避難スペース整備・	その化	
5 利 用		現員			<u> </u>	名	 利用者数を記載
0 11 711	<i>/</i> , ,				н		
6 整 備	概要	整備内容	学を端的に記載す	ること。			既存建物の場
		建物の	+ Q +	A A A A A A A A A A			合は記載。
		所有関係	日亡所有,自	延床面積	(改修部分)	m [*]	- 「創設」の場合
佐記笙	の担増	建築面積		m²	(全 件) 285.5	пî	は予定を記載。
7 施設寺	の規模 構造	建物構造		造	1 建 棟		
		抵当権	一 . 左 合	有」の場 、目的及 末消予定 時期			
		工事費		54,500,000		円	ー 設計額もしくは見積 額を記載。
o *** /**	#	工事事務費		2,200,000		円	付けて記載。
8 整 備	費用	合 計		56,700,000		円	
		※補助対	け象経費ではなくこ	E事費全額を記載すること			
		国•県補助金(補	前助対象の3/4)	27,10	0,000	円	補助金額は様式第
			自己財源	24,60	0,000	円	5号のH欄と符号す ること。
			寄付金	()	円	
		-n == +v	市町村補助金	()	円	
9 財 源	内 訳	設 置 者負 担 金	民間補助金	()	円	
			その他収入	()	円	
			借入金	5,000	0,000	円	
			小計	29,60	円	/ 8の合計と符合する	
			計		0,000	円	حد
			施設名 ○ホーム	施設種別	運営主体(事業所名)		
10 法人が 営する	他に経 事業所	00	つ	就労継続B	0000		欄が不足する場合は別
				and the last			紙を添付すること。
				1			

		0 -			設置対象	置対象面積 285.5 m ^d												
11	スフ 設	プリン 置	ァ クラ 根	拠	設置を必とする理		消防法領	第〇条(6	頃口に記	核当)(こより部	置義	务があ	るため				
					用地の種類	月	有者	面積		取得	形態(耳	又得状	況)		手続状況			
					宅地	0	000	m ²	取得済有償貸場	与(年	額	千円)	•	与・	契約済・ 確 <mark>約書</mark> を入手			
12	建	設	用	地	宅地	Ō	000	m ²	取得済有償貸場購入予算	与(年	·償譲源 額 年	そ 千円) 月予5		与・	更約済 ・ 確約書を入手			
					抵当権	(• •	占 合.	す」の場 、目的及 未消予定 時期									
					(特に住宅	地か	ら遠距離で	でないなど、	施設の立	地条件	としてふ	さわしし	・事項等	;)				
13	立	地	条	件	し近隣市町	からの	アクセスも.	良い。防災意	(識が非常に	高い地	域で、周	辺の建築	物は全て	[耐震構	性が高く、幹線道路にも直結 造となっている。また、周辺 域でもある。			
					契約年月	月日		令和	6	年	8	月	1	日	予定			
14	旃	行	計	画	着工年月	月日		令和	6	年	8	月	5	日	予定			
14	(予	定)	完成年月	月日		令和	7	年	2	月	25	日	予定			
					事業開年月	始日		令和	7	年	4	月	1	日	予定			
15	※和 めて 施す	業の目 歌山! 上記 る場合 も記載	県内で 事業を る、その	実り			古出	¥			·+	La	\ H-	113	ŹΠ			
16	(障 てい 分等 よう	営方金 害種別 る障害 を踏ま な事業	や想を ま支援 まえ、と	区 ごの			みり	業の 犬況 いつ	、熱	意	、ユ	夫	等	を言	羊			
17	の記 把挑 祉 記	没の必 周査な 屋や阿 計画の	ど実 管害福 等に基	態				欄は		ーち	等	を月	制し	幅	B載			
18	急l とす 設(記以タ こ整備 つる理 の老杉 の被り	請を必 由(が 万度、	要過過			欄	ること こ記: 紙 <i>の</i>	載し									
19	祉サ	或の随 ナービ 及び地 この連	ス事 地域住 携	業			紙を	を添り	付す	る	ځ	0			7,11			

※各記入欄に収まらない場合は「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること ※15~19は具体的に記入すること スプリンクラーを整備 する場合記載すること

用地の種類は地目を 記載すること。 取得形態・手続状況は 該当を〇で囲むこと

整備費申請額算出內訳

生活介護、就労継続支援 等の今回整備する施設種別を記載

法 人 名(福)〇〇福祉会

<u>施設の名称^{(仮称)△△△△</sub></u></u>}

施 設 種 別 共同生活援助

工事区分割設

区 分	総事業費	対象経費の実 支出(予定)額	寄付金その他 の 収 入 額	差引額	算定基準に。 算 定 額	よる 等	選定額	選定額×3/4	補 所	助 金 要 額
	А	\ в	С	(A - C) D		E	(BとDの少ない方の額) F	G		н
	円	H	円	円		円	Ħ	Ħ		円
施設整備費	56,700,000	52,839,000	0	52,839,000	27,10	00,000	52,839,000	39,629,000		27,100,000
本体工事費	54,500,000	51,500,000								
工事事務費	2,200,000	1,339,000								
その他工事費										
1 B欄には、総事業費 2 C欄は、社会福祉法 3 F欄は、B欄とD欄の 4 G欄は補助率により 5 H欄は、E欄とG欄の 6 補助対象となる工事 7 消費税及び地方消費 設計額もしくは見)少ない方の額を記り 算定した額を記入す ううち少ない額を記入 事務費は補助対象な 費税率は10%で計算	+金その他の収え外 しする。 る。(1,000円; エ すること。 本体工事費の2. 控 ですることと を がはまることと 控	栓質を控除した額。	添付ファイ 社会福祉加 庫補助金	ルの 徳設等施設整備 要綱の別表補助 シ照すること		事業計	画書の財源内訳と符	守合する	ت د

社会福祉法人等調書

\	任芸催征法人寺調書 												
法人	名 (福)〇〇福祉	会	施設名(仮称	_δ) ΔΔΔΔ	施	設種別	共同生	活援助 定	入 7 名 _通 名				
主たる事務 所 在	務所の 地	紀の丿	川市紀の川1-1		協議施設所 在		岩出市岩出1-1						
法人認己	可の「診可済				2新設法人								
状	況 (平)	戊20 年	E6月5日 第10号)				(令和	和 年 月 日認可予定)					
役 員	の 状 況												
	役員	年齢	住所	職歴(公理	戦を含む)	社会福祉	止関係歴	他法人との 役員の兼務	兼務法人名				
理事長	000	60	岩出市岩出2	元岩出市	役所職員	10)年	④ · 無	△△福祉会				
理事2	0 0	50	岩出市岩出3	岩出市	会議員	25	年	有・●無					
理事3	:							有 • 無					
理事4	:		「 		ポ ナフー	,							
理事5	:		氏名 年齢 住所 耳										
理事6	<u>:</u>		社会福祉関係歴は近他法人との役員兼務				<u></u>						
理事7	<u> </u>		では人との役員来が 「有」の場合は兼務に					—————————————————————————————————————					
理事8	:		····································	A/11C	C 07/A /\	ᅮᆸᇰ		<u> </u>					
理事9	:												
理事10	:			1					T + 0 - 1				
監事	:								听を○で囲				
監事 2	•						むこと						
監事 3		_						_					
	貝制の状況		(有(5人)・無			Γ	洛問 • 🕻	副 決 1	_				
11 112 2		/ =	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					他法人との)				
			/\ -	1746 Feet / 45 T	*** 4 4 . \	11 A 1=1			 				
	評議員	年齢	住所	職歴(公耶			上関係歴	役員の兼務	兼務法人名				
評議員 1	0 0	龄 50	住所 岩出市岩出3		会議員	在安備(b) 25		有・●	兼務法人名				
評議員 2	0 0	齢						有・無	来 然 法人名				
評議員 2 評議員 3	0 0	齢						有・●	来物法人名				
評議員 2 評議員 3 評議員 4	0 0	50	岩出市岩出3	岩出市	会議員			有・無	来物法人名				
評議員 2 評議員 3 評議員 4 評議員 5	0 0	50	岩出市岩出3 岩出市岩出3 活 年齢 住所 職歴を	岩出市	会議員	25		有・無	来物法人名				
評議員 2 評議員 3 評議員 4 評議員 5 評議員 6	0 0	50	岩出市岩出3	岩出市会に表現である。	会議員 ること。 載するこ	25 と。		有・無	来 物 法 人 名				
評議員 2 評議員 3 評議員 4 評議員 5 評議員 6 評議員 7	0 0	齢50氏名社会他法	岩出市岩出3 岩出市岩出3 に 年齢 住所 職歴る 福祉関係歴は通算名	岩田市会議を記載する。	会議員 ること。 載するこ。	25 と。 }こと。	年	有・無	来物法人名				
評議員 2 評議員 3 評議員 4 評議員 5 評議員 6	0 0	齢50氏名社会他法	岩出市岩出3 岩出市岩出3 に 年齢 住所 職歴を に 年齢 住所 職歴を に は 通算を に 人との 役員 兼務 はと	岩田市会議を記載する。	会議員 ること。 載するこ。	25 と。 }こと。	年	有・無	来 物 法 人 名				
評議員 2 評議員 3 評議員 4 評議員 5 評議員 6 評議員 7	0 0	齢50氏名社会他法	岩出市岩出3 岩出市岩出3 に 年齢 住所 職歴を に 年齢 住所 職歴を に は 通算を に 人との 役員 兼務 はと	岩田市会議を記載する。	会議員 ること。 載するこ。	25 と。 }こと。	年	有 有 ・ 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無	来物法人名				
評議員 2 評議員 3 評議員 4 評議員 5 評議員 6 評議員 7 評議員 8	0 0	齢50氏名社会他法	岩出市岩出3 岩出市岩出3 に 年齢 住所 職歴を に 年齢 住所 職歴を に は 通算を に 人との 役員 兼務 はと	岩田市会議を記載する。	会議員 ること。 載するこ。	25 と。 }こと。	年	有・無	来 物 本 人 名				
評議員 2 評議員 3 評議員 4 評議員 5 評議員 6 評議員 7 評議員 8	0 0	齢50氏名社会他法	岩出市岩出3 岩出市岩出3 に 年齢 住所 職歴を に 年齢 住所 職歴を に は 通算を に 人との 役員 兼務 はと	岩田市会議を記載する。	会議員 ること。 載するこ。	25 と。 }こと。	年	有 有 ・ 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無	来物法人名				
評議員 2 評議員 3 評議員 4 評議員 5 評議員 6 評議員 7 評議員 8 評議員 9		齢50氏名社会他法	岩出市岩出3 岩出市岩出3 に 年齢 住所 職歴を に 年齢 住所 職歴を に は 通算を に 人との 役員 兼務 はと	岩田市会議を記載する。	会議員 ること。 載するこ。	25 と。 }こと。	年	有有,無無 無 無 無 無 無	来 物 本 人 名				
評議員 2 評議員 3 評議員 4 評議員 5 評議員 6 評議員 7 評議員 8 評議員 9 評議員 10	0 0	齢50氏名社会他法	岩出市岩出3 岩出市岩出3 に 年齢 住所 職歴を に 年齢 住所 職歴を に は 通算を に 人との 役員 兼務 はと	岩田市会議を記載する。	会議員 ること。 載するこ。	25 と。 }こと。	年	有有有	来物法人名				
評議員 2 評議員 3 評議員 4 評議員 5 評議員 6 評議員 7 評議員 8 評議員 10 評議員 11 評議員 12		齢50氏名社会他法	岩出市岩出3 岩出市岩出3 に 年齢 住所 職歴を に 年齢 住所 職歴を に は 通算を に 人との 役員 兼務 はと	岩田市会議を記載する。	会議員 ること。 載するこ。	25 と。 }こと。	年	有有有 有有有有有有	来物法人名				
評議員 2 評議員 3 評議員 4 評議員 5 評議員 6 評議員 7 評議員 8 評議員 10 評議員 11 評議員 12 評議員 13		齢50氏名社会他法	岩出市岩出3 岩出市岩出3 に 年齢 住所 職歴を に 年齢 住所 職歴を に は 通算を に 人との 役員 兼務 はと	岩田市会議を記載する。	会議員 ること。 載するこ。	25 と。 }こと。	年	有有有 有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有	来物法人名				
評議員 2 評議員 3 評議員 4 評議員 5 評議員 6 評議員 6 評議員 月 7 評議員 10 評議員 11 評議員 12 評議員 13 評議員 14		齢50氏名社会他法	岩出市岩出3 岩出市岩出3 に 年齢 住所 職歴を に 年齢 住所 職歴を に は 通算を に 人との 役員 兼務 はと	岩田市会議を記載する。	会議員 ること。 載するこ。	25 と。 }こと。	年	有有有有有有有有有有有有有有	来 物 本 人 名				
評議員 2 評議員 3 評議員 4 評議員 5 評議員 6 評議議員 7 評議議員 7 評議議員 10 評議議員 11 評議員 11 評議員 12 評議員 13		齢50氏名社会他法	岩出市岩出3 岩出市岩出3 に 年齢 住所 職歴を に 年齢 住所 職歴を に は 通算を に 人との 役員 兼務 はと	岩田市会議を記載する。	会議員 ること。 載するこ。	25 と。 }こと。	年	有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有	来物法人名				
評議員 2 評議員 3 評議員 4 評議議員 5 評議議員 6 評議議員 6 評議議議員 11 評議議員 12 評議議員 14 評議員 15 評議員 16		齢50氏名社会他法	岩出市岩出3 岩出市岩出3 に 年齢 住所 職歴を に 年齢 住所 職歴を に は 通算を に 人との 役員 兼務 はと	岩田市会議を記載する。	会議員 ること。 載するこ。	25 と。 }こと。	年	有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有	来 物 本 人 名				
評議員 2 評議員 3 評議員 4 評議員 5 評議員 6 評議議員 7 評議議員 7 評議議員 10 評議議員 11 評議議員 11 評議議員 11 評議議員 13 評議議員 14 評議議員 15		齢50氏名社会他法	岩出市岩出3 岩出市岩出3 に 年齢 住所 職歴を に 年齢 住所 職歴を に は 通算を に 人との 役員 兼務 はと	岩田市会議を記載する。	会議員 ること。 載するこ。	25 と。 }こと。	年	有有有 有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有	来物法人名				
評議員 2 評議員 3 評議議員 5 評議議議員 6 評議議議議議員 9 評談議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議員 11 評談議議議員 14 評談議議員 15 評談議議員 17 評談議員 17		齢50氏名社会他法	岩出市岩出3 岩出市岩出3 に 年齢 住所 職歴を に 年齢 住所 職歴を に は 通算を に 人との 役員 兼務 はと	岩田市会議を記載する。	会議員 ること。 載するこ。	25 と。 }こと。	年	有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有	来物法人名				

資 産 の 状 況

資産区分		種類	金額	頁(評価額	()												
		土地	10,00	009,00	円	基本財産			1	000		_ mُ	事	業計	計画書の9と符		_符
基本財産		建物	10,00	00,000	FI	財務諸表等か		1 Z D		00	m m				عے		
		現金	1,00	0,000	円								1 / 0	,			
運用財産		現金	37,90	00,000	円	内容を記	載する	9 <u>_</u> 5	- 0				H				
连用别座	70	その他	536,0	00,000	円								ш				
合計	†		594,9	00,000	円												
運用財産(現金)	の使送	È						施	国•	都道	府県	1	補助旨	7	27,100,0	000	円
建設費充当分	21,	300,000	円	建設費に	こ占める割合	37.5	%	設				補	助金		0		円
運転資金	5,0	000,000	円					建設	機	構	等	借,	入金	d ⊾	5,000,0	00	円
その他	11,	600,000	円	年間	『事業費	8,000,000	円	財	自	ī	3	資	金	Ē	24,600,0	000	円
合計	37,	900,000	円					源			合詞	†			56,700,0	000	円
施設建設財源に	対する	寄附予	定者の状	況(自己	資金内訳)												
寄附予定者名	年	齢	職業	Ī	前年の課税	所得又は利益	(田)	寄付総額(円))		備		考	
						_				-	客位	ナがる	ー あわ.1	ば記述	載		
												3.7. 3.2.		госиць:	+20		
										П	9 6	ےےر					

(記入上の注意事項)

- 1 施設種別は、生活介護、共同生活援助等と記入すること。
- 2 施設長予定者は、役員欄の理事の番号に〇印を付し、社会福祉関係歴欄の右端に資格有か無かを記入すること。
- 3 職歴は、事業種類、事業所名及び役職を記入すること。
- 4 役員及び評議員が他の社会福祉法人の役員等と兼務している場合は、兼務法人名及び役職を記入すること。
- 5 建物を運用財産としている場合には、「運用財産」の「その他」に必ず記入し、その理由書を添付すること。

新規借入金償還計画表

(単位:円)

	借入先	○○機構												
		元金	5,000,000	円	利率	1	%							
	借入額	利息	100,000	円	借入期間	10	年							
		計	5,100,000	円	返済開始年度	2025	年度							
返済	返済額				l .	充当財源別金額	Į							
F数	(a+b)	元金 a	利息 b	施設会計	補助金	/		計						
1	510,000	500,000	10,000	500,000	10,000			510,00						
2	510,000	500,000	10,000			A 16-5 A -1		510,00						
3	510,000	500,000	10,000		となる。または、補助会はおける。	金、施設会計		510,00						
4	510,000	500,000	10,000	等の内訳別に記	東すること			510,00						
5	510,000	500,000	10,000	000,000	10,000			510,00						
6	510,000	500,000	10,000	500,000	10,000			510,00						
7	510,000	500,000	10,000	500,000	10,000			510,00						
8	510,000	500,000	10,000	500,000	10,000			510,00						
9	510,000	500,000	10,000	500,000	10,000			510,00						
10	510,000	500,000	10,000	500,000	10,000			510,00						
12 13 14 15 16 17 18 19 20 21)整備にあた れしない場												
22		 												
23	0													
24	0													
25	0													
合計	5,100,000	5,000,000	100,000	5,000,000	100,000		0	0 5,100,00						

[※]協議対象物件のための借入(予定)について記載してください。

[※]必要に応じ行の追加等してください。

法人における過去の補助事業の一覧

			総事業費	補助金額	契約掌	業者名	
補助年度	補助対象施設名	事業内容	(千円)	(千円)	設計監理	施工業者	
29	〇〇作業所	創設	50,000	37,500	ΔΔΔ	***	
26	生活介護〇〇事業所	創設	90,000	45,000	0	0	
	県から交付	かかる補助金に のあった補助金 ラー設置整備に7	実績を記	載してくた	きさい。	山 —	

[※]法人において、過去10年間で社会福祉施設等施設整備費補助金を用いて行った施設整備(工事)に関して記載してください。

[※]行が必要な場合は追加してください。

経営状況一覧表

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
事業活動収入						
事業活動支出	法人法	と算書類の	中			
事業活動収支差額	から該	当する数	值			
経常 収支差額	を記載	してくださ	l,			
当 期 活 動 収 支 差 額						
前期繰越活動収支差額						
次期繰越活動収支差額						

1. 法人決算書類から、該当する数値を記載してください。 2. 法人決算書類の該当する箇所を蛍光ペン等で明示してください。 3. 社会福祉法人以外の法人は各項目を下記のとおり読み替えてください。

	項目						特定非営利活動法人						株式会社等営利法人					人		
事	業	活	動	収	入	経	常収	.入((当:	期収	八	合	計)	売		Ε	総	7	利	益
事事	業	活	動	支	出	経	常費	用((当:	期才	出	合	計)	販:	売費	及	びー	-般	管理	費
事	業活	5動	収	支 差	額	経	常	; 1	又	支	Ž	É	額	帼		業		利		廿
経	常	収	支	差	額				_	_				経		常		利		財
当	期泪	5 動	収	支 差	額	当	斯] [又	支	Ž	É	額	当	其	<u>,</u>	純	7	利	益
前	期繰	越活	動川	又支急	語	前	期	繰	越	収	支	差	額	前	期	彩	架 词	越	利	益
次	期繰	越活	動川	又支急	語	次	期	繰	越	収	支	差	額	繰	越	利	益	余	剰	金